

藤井寺市子ども・子育て会議 第7回会議

日時 平成27年3月24日（火）午後2時00分～

場所 藤井寺市役所3階 入札室

1. 開会

2. 議事

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る確認及び利用定員について
- (2) 藤井寺市子ども・子育て支援事業計画について

3. その他

会 長：それでは予定の時間が参りましたので、第7回藤井寺市子ども・子育て会議を開催したいと思います。委員の皆さんにおかれましては、年度末のお忙しい時期にもかかわらず、ご参集いただきましてありがとうございます。今回の会議が本年度最後の会議となりますので、よろしくお願いします。今回も子ども・子育て会議は、原則公開とさせていただいておりますが、傍聴者がおいでになりませんので、このまま進めさせていただきたいと思います。まず、委員の出席について事務局より報告をお願いします。

事 務 局：林委員、岡本委員は遅れて出席の予定。9名中7名の出席で会議の成立。

資料の確認

会 長：資料をご覧ください。資料1の利用定員につきましては、子ども・子育て支援法において、地域の実情に応じて考えていくことになっていますが、その根本となるのは子ども・子育て会議です。ここで諮って検討した上で決定する事項となっておりますので、その方向でご審議いただきたいと思います。これまでに保護者に関するニーズ調査は終わっております。幼稚園、保育所等及び地域の子ども・子育て支援事業についての量の見込みと確保策等について検討していただくとともに、計画の基本的な考え方や各施設の方向性等、章ごとにご意見をいただき、この子育て支援事業計画をつくりこんで参りました。前回、本計画案については、皆さんからいただいたご意見について事務局に修正をお願いして、私のほうで一任をいただいておりますので、修正したものを本日報告させていただきます。その後に、パブリックコメントを求めるところも済んでおります。平成27年3月の事業計画策定に向かいまして、パブリックコメント実施の結果内容とそ

れに伴う修正について説明させていただきます。これが本日の大まかな流れとなります。それでは次第に従って、議題（１）の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る確認及び利用定員について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

～事務局より、議事（１）の説明～

会 長：今、説明がありましたが、何かご意見・ご質問ありましたら、一括してお受けしたいと思います。いかがでしょうか。平成 27 年度に向け、それぞれの利用定員、すなわち認可定員を利用定員にするということで、みなし確認が行われたということがでております。先日来、他の都市でどのように進めるかを聞いていますが、神戸市では全てが認定に移りましたので、その関係で 1 号、2 号、3 号それぞれの定員とそれぞれの利用定員の確定、みなし確認という形になっています。大阪市の場合は、こども園に移行する場合は、園庭の面積の基準を満たしていないところは移ることを許可しないという形で進んでおります。藤井寺市では現在、第 1 から第 6 までの公立と幼稚園としましては、藤井寺幼稚園から始まって南幼稚園、道明寺南まで、それぞれが利用定員が挙がっています。前回までのところで、話し合いがなされていますが、保育所は現在も待機児童がいる状態です。幼稚園は利用定員としてはこのように認定されておりますが、実質の在籍児数においてはかなり充足していない状態になっております。ですから、このあたりは、ニーズ調査で把握している状況を踏まえた上で、今後国の方針としましては、需要と供給のバランスが需要過多になって参りますので、釣り合いが取れるまではどんどんと定員を増やしていかないと待機児童を収容できないということになって参ります。そんな中でみなし確認が行われたということです。今後の見通しにつきまして、平成 27 年度に向けて何か事務局で把握されている内容がありましたら、委員の皆さんにお示しいただければと思います。

事 務 局：平成 28 年 4 月になりますが、公立の第 2 保育所が西側に移転し、（仮称）道明寺こども園になり、そちらでオープンする予定となっています。当然、待機児童解消をめざす施設にもなっていますので、利用定員も変更という形になりますので、よろしくお願いします。

委 員 平成 28 年度から？

事 務 局：一旦平成 27 年の秋頃に第一期工事が完了しますが、今の第 2 保育所が園庭部分にかかりますので、すべての工事が完了してオープンさせていただくのは平成

28 年 4 月からとなっております。

委 員：こちらの定員は何人くらいなのですか。

事 務 局：130 人前後で考えております。今、第 2 保育所が 90 人ですから、40 人程度は増えます。現在、検討中です。

会 長：利用定員のほうは、教育標準時間児、保育標準時間児の数、プラス短時間児はどうなっているのですか。

事 務 局：教育標準時間児につきましては、道明寺幼稚園の利用定員を引き継ぐような形になると思うのですが、そちらについてはまだ議論が煮詰まっていない状態です。

会 長：すると、道明寺幼稚園がどうなるかということにかかわってきます。学校教育課はどうなのですか。把握されているのですか。

事 務 局：把握はしております。ただ、定員につきましては、今のところは、先ほど説明がありましたように確定しておりません。

会 長：今後協議を進めていただいて、全体的な枠がきちんと確定していくという方向でお願いしたいと思います。

事 務 局：平成 27 年度につきましては、子育て支援課、保育幼稚園課、学校教育課も含めまして、適正な利用定員に努めて参りたいと思います。

会 長：よろしくをお願いします。他にありますか。カトリック幼稚園はどうされる予定でしょうか。まだ決まっていないのでしょうか。

委 員：平成 28 年度、予定としてはこども園ですが、それが幼保連携なのか、まだ確定ではないです。

会 長：ラミー保育園はどうですか。

委 員：そのままです。運動場の確保ができないので移行しません。

会 長：みなし確認で行っていますが、実際こども園で挙がってきた時に、希望で挙が

ってきたら、確認作業は厳格にするのですね。

事務局：みなし確認につきましても、平成 27 年以降オープンされる確認の作業と同じ形で進めてはおります。今回の会議でお諮りしまして、速やかに大阪府と協議をする段取りをしております。

会長：大阪市は面積計算から全部再提出になり、それぞれの基準の広さに達していない場合は利用定員の削減に進んだのですが、大丈夫なのですか。

事務局：藤井寺市は、認可定員＝利用定員としていますので、当然認可定員は大阪府が定めます児童福祉の最低基準を満たしている施設になっていますので、認可定員よりも多い利用定員だと、そういったケースはあるかもしれませんが、藤井寺市は大丈夫です。

会長：特に弾力について大阪市の場合は問題となりました。弾力も含めて大丈夫なのですか。

事務局：弾力化につきましても、当然児童福祉の基準を守りつつの弾力でやっております。

会長：共有部分での面積の積算が保育室にできなくなったりしまして、かなり厳密に閉じられてない空間をやるなどいろいろやられたみたいで、大阪は 0 歳から 1 歳の部分で数が少なくなったというところがあり、小規模で吸収するというようなことをされていたというのもあります。後、委員の皆様、何かありますか。

委員：公立幼稚園が相変わらず定員に全く届いていない状態です。来年度の申し込みもすごく少ないという話を聞いたのですが、需要として保育所を皆さんが求めているとしても、幼稚園が今のままではなく、また新しいスタイルに変わるのだったら公立幼稚園を利用してもいいなと思っておられる方がいらっしゃると思います。そんな意見を吸収して公立幼稚園を変えていこうという動きはないのでしょうか。このままだと公立の幼稚園に対して魅力がなくなっているのかなと先生方も感じておられると思うのです。こうしてほしいということが意見として通っていかないということも私は聞くのですが、公立はなかなか独自性を持ってないところかもしれませんが、市政が反映しないと変わらない部分があるとしたら、子育ての世代に対して充実感とか変わってきたなというような姿が見えないのではないのかなと思うのですが、そういった面では何か、こうし

てみようというようなことは、お考えはないのでしょうか。

会 長：教育委員会どうですか。議論には挙がっているのですか。

事 務 局：学校教育課としましては、各公立幼稚園がしっかり自分の園の教育を地域や保護者の方にアピールし、より幼稚園に視線を集めていこうということで、各園が特色ある園づくりの取組みを進められるよう支援しております。現在、各幼稚園の特色ある取組みとしましては、食育、読書、読み聞かせ等が挙げられます。取り組みの様子については、ホームページ等で発信しておりますが、ご指摘のように、まだまだ知っていただけていないのが現状であります。今後さらに、各幼稚園の特色や独自性を広く知っていただけるよう努力してまいります。

会 長：別の会議の際に教育長に私から「3歳からの受け入れを検討されるのですか」と話をしていたら、他市の公立の幼稚園の状況を把握したいということなのですが、近隣の公立の幼稚園は3歳の受け入れはどうなっているのですか。

事 務 局：大阪府下の公立の幼稚園で3歳の保育をやっているのは、旧美原町、豊能町、町だけだと思います。3年保育をやっている市はないですね。

会 長：大阪市は逆に公立でもどんどんと2歳児から受け入れるというような形で考えているみたいですが、廃止論争があったので、非常に危機感を持っておられると思いますが、3歳の受け入れが進まないのは何が原因ですか。

事 務 局：私が聞いていますのは、平成2年前後に、1年保育を2年保育にする際に、当時は許可制だったので、その許可を出すにあたって、周辺の幼稚園に同意をもらえという話があって、その同意をもらうのに苦労した、私立幼稚園の経営を圧迫するようなことはしないでくださいという話が当時あったということです。それ以降検討したことはないということです。施設の、2年保育に対応した施設・設備をしていますので、今から3年保育をするのであれば、教室の増築をするのかも含めて検討が必要かなという気がします。

会 長：逆にこの会議では、教室が余っている状態になっていると。充足率が3割に満たないので、教室自体は余っている、だから、3歳の受け入れをしてもらった幼稚園というのがあると。これは、保育所が認定こども園になるということで、平成27年4月から移行するということが決まった段階で、保育所内で今まで2号だった子が1号にいたいというニーズが高くなっているのです。年

間の保育料を比較すると10万円くらい変わってくるということで、ニーズとしては2号から1号にいきたいという人が非常に多いわけです。そうすると、3歳を受け入れること自体が問題になってくるので、藤井寺市としては、子ども・子育て会議としては3歳児の受け入れをできる検討をしていただき、抜本的に1号、2号、3号のバランスを持った受け入れを考えていくべきではないかと思います。この制度が始まるまでは、2号から1号に変わるということはあまり想定されていなかったのです。ところが、実際蓋を開けてみると、保護者負担で比較されますので、2号から1号に移る、3歳児になると、移りたいという人が認定こども園の中では起こってきています。1号の子どもがだいたい定員が少ないのですが、もう満杯になってしまっているということが起こっております。今後十分考えられることですので、教育委員会も含めてご検討いただきたいと思っております。

後、何かありますでしょうか。

副会長：幼稚園で保育所の機能というか、保育所に一緒にするというのはできるのですか。こども園が移行していますから少ないところはやはり統廃合も含めて、保育所の機能も何園かはやっていけたら解消されるのではないかなと思うのですが。もう一つは、幼稚園の空き教室で学童というのはこれからどんどん増えていくと思います。もう小学校6年生までみないといけない時代になってきましたので、そういう形では場所がないので、空き教室を利用していくという形では必要かなと思うのですが、そういうのはややこしいですか。

もうひとつ、幼稚園長は小学校の校長がしているのですか。

事務局：現在、各園の園長は全部専任の園長です。

副会長：そういう情報もあまり入ってこないの。

会長：今話がありました学童で、空き教室、幼稚園の空き教室の利用になってくると思いますが、それぞれの小学校に幼稚園が隣接してありますので、その有効利用も図られるかなと思います。

事務局：放課後児童会で使っておられる幼稚園もあります。道明寺幼稚園は放課後児童会が使っておられます。

副会長：放課後児童会というのはどういう組織なのですか。

事務局：組織というよりは、現在は小学校1年生から3年生、4年生から6年生については要支援者の小学生を、放課後から17時までお預かりしています。第2の家庭というか集団行動を身につけるため、1ヶ月の負担金5,000円でお預かりしています。土曜日は昨年の9月から、朝8時半から夕方17時までと、別枠で申し込んでいただいて、その方たちは土曜日の分、負担金1,000円をいただいて、保護者の方が安心して仕事に行かれるように預かっています。学習を教えるという目的ではありません。日常生活での集団行動は指導しますが、勉学を教えることはしていません。勤務地が遠いということで、最長18時まで延長して預かることはあります。

副会長：延長料金ありましたか。

事務局：延長負担金はなしです。

会長：延長は申し出でできる。

事務局：ただし、子どもの安全確保がありますので、17時まではそれぞれの児童が家まで帰ってもらいますが、17時以降の方については事前に届けられた保護者に迎えに来ていただいて、指導員から保護者の方にお渡しするというようにしています。休んでも還付はしません。月から金曜日までの人は5,000円、土曜日という方は6,000円です。土曜日は弁当持参です。

副会長：18時以降はどうですか。

事務局：18時までしかお預かりしていません。後ほど出てくるかもしれませんが、今回の計画の中で「もう少し時間延長してほしい」とか、現在の運営に対する要望的な意見が多くみられましたが、現在はまだ18時からの延長は検討事項として賜っております。

副会長：実質、保育園は19時までですね。それはおかしいのではないかと。その間はどうかしたらいいのかという声もあります。

事務局：引き合いにはよく出されます。朝は8時半からやっていますが、「8時にしてくれ」という要望はあります。ただ、土曜日の開所も9月からやっていますが、申し込みが少ない状況でした。この4月からはもう少し申し込みが多いかなと思いましたが、極端には増えていません。多いところで対象者が120人いる藤

井寺小学校で20人前半の人数です。少ないところでは4人や5人程度です。土曜日の申し込みは、要望はありますが、8時からとか19時までお預かりすることによって、指導員をそれだけ配置しないといけないことになります。負担金は上げてほしくないという声もありますし、30分、1時間の延長にあたって負担金の増額も考えていません。その辺の兼ね合いもありますので、検討事項としていただいています。

会 長：実情はおわかりになりましたでしょうか。

委 員：3歳からの幼稚園受け入れを言っていましたが、どんどん他の私立の幼稚園が1歳から、2歳からのプレが始まっていくので、公立だけが取り残されて4歳から、という感じはするのと、実家の公立の幼稚園の人数が少なくて、クラスに3人とか、そうなってくると逆にそんなに少ないならそこに入れるのはどうなのか、となってくると思うんです。だから、この辺で手を打って、公立幼稚園を何とかしないと、子どもがいなくなってしまうと思います。

会 長：そのへんは、重々検討していただくということで、後、ご意見ありますでしょうか。

委 員：私立の幼稚園に通っている子どもたちを取り戻すということで、特色ある幼稚園とおっしゃっているが、先生たちがいくら努力しても、全体的な公立幼稚園の特色というのをもうちょっと押し出してもらわないと、利用される人は、保育所のほうが長いこと預かってもらえると思います。今の公立の幼稚園は8時半か9時から15時まで預かってくれるのだから、保育時間では預かってもらう時間は長いと思います。そんなにフルに働きたくないという方もいらっしゃると思うので、そんな人にしたら公立幼稚園の保育料と預かってもらう時間はすごく合っているんじゃないかなと、教育にお金をかけられない方に対しては。私立は余りにも特色を出し過ぎて中国語を教えるところもあるそうですが、そんなことはいらないというお母さんも結構いらっしゃるので、のびのびさせたい、遊ばせたいというのだったら、公立の幼稚園に子どもを通わせましたけど、すごく合っていると思うので、そういったものをもっと発信して、ここで言う、アウトプッシュをもっともって出していかれて、公立幼稚園にこられたら、小学校が隣にあるから交流しやすいですよとか行きやすいですよというようなプラスのことをもっとアピールされると、公立幼稚園も今の状態よりはよくなるんじゃないかとは思っていますので、検討いただきたいと思います。

会 長：今出てきた預かりのことで、時間延長とか、今は何時でしたか。

事 務 局：幼稚園は15時まで。水曜日は11時半です。

会 長：それを伸ばすというのはないのですか。

事 務 局：検討しておられないです。

会 長：有料でも預かって伸ばしてほしいと。先程も出ていたように保育料の問題が非常に大きいので、そういうニーズは確かに高い。1学期はいつ終わって、2学期はいつ始まるのですか。

事 務 局：学校と同じです。1学期の終了は7月20日前後。始まりは9月1日です。

会 長：だいたいご意見をいただきましたので、次に入りたいと思います。議題（2）の、藤井寺市子ども・子育て支援事業計画について、事務局、お願いします。

～事務局より、議題（2）について説明～

会 長：ありがとうございました。まず、パブリックコメントに付した内容の部分、資料2の1についてはご覧いただくということでお願いします。資料2の2について、239通677件のご意見がありました。その中で、前回問題になりました保育の認定時間、本市の場合は上限を一杯一杯のところでは実施しようという話になっておりますが、やはり働き方の部分でいろんな形態があり、48時間から64時間という国からの基準を入れてほしいというご意見があったと聞いていますが、これは何件ぐらいあったのですか。

事 務 局：相当数ありました。

会 長：そうですか。公立幼稚園の今後をどうするかも踏まえて、空き教室の利用、施設の統廃合をして、認定こども園の幼保連携型での活用等で、量の確保が図れるならば64時間を下限とするほうに進んでも施設的な確保はできるのではないかというのがこの前からの会議の進行を踏まえた意見だと思っております。前回96時間に決めたところでは64時間にしてしまうと、量の確保が早急には進

まないだろうということで、96 時間になったと思っておりますが、各委員はいかがでしょうか。

事務局：以前会議の時に、国基準が 48 時間から 64 時間ということで、国基準の 64 時間でとのお話と現在の保育所の認定基準が藤井寺では 96 時間でしておりまして、待機児童があるなかで、96 時間を 64 時間にすると、幼稚園に行かれる方までもが保育所に来られて、さらに待機児童を増やす結果にもなりかねないのではないかというご意見を踏まえた形で、とりあえず待機児童が解消される時点までの経過措置として 96 時間といたしました。国の方もそれを認めていることから、96 時間の現行をとりあえず踏襲させていただいているという形です。

委員：時間なのですが、子どもが 4 月から幼稚園に行きますので、仕事もしたいなあと考えて、計算してみると、フルタイムでも幼稚園の早朝の預かりと夕方の預かりを使うと何とかいけそうな時間なんです。朝と夕方の何時間かを足すと、保育園の時間は下げないほうがいいのかなとも思うのですが。私の場合、ちょっと働けないと思ったのは主人が土日仕事なので、私も土日働いてしまうと、土日が子どもをだれも見られなくなるということで、フルタイムは厳しいと思いました。実際に土日じゃなくてただフルタイムで働きたいと言ったら、預かり保育で幼稚園も何とかなるという気がするんです。

会長：早朝と夕方までは私立だからできる。

委員：それを公立にもつけたら何とかなるのではないのでしょうか。

会長：公立でこういうサービスを進めない限り入所促進は図れないということですね。ここを藤井寺市としてどうしていくかというシステム全体でやらないとかなり厳しくなってくるのではないかと。

後、パブリックコメントを見ていただきまして、何かありますか。

副会長：いろいろな意見の中でこういう意見が重なって出ていると思うので、できる限り市が持っている土地、建物、幼稚園の空き教室を十分利用していただければ、ある程度はいけるところもあるんじゃないかなとは思いますが。

会長：やはり遊び場とか安全にできる場とか、各園が園庭開放されていますね。園庭開放の曜日が重なっていたということがあって、今はかなり解消されて園庭開放の曜日が選べて行けるようになったと思います。さらにそこを進めていただ

くなりしてできるだけ場を確保していくというのが大事だなと思います。待機児童の解消についても、一定の方向性をこの会議でもいただいておりますので、今後、平成 29 年度末に向けて待機児童の解消は図れるかと思っております。事務局から補足ありましたら、お願いします。

事務局：先ほどの放課後児童会、学童保育 6 年生までという要望もありまして、放課後児童会は整備計画に基づいて平成 27 年度から全学年 6 年生まで受け入れしますと報告させていただいたのですが、平成 27 年度、道明寺東小学校、全学年受け入れということで申し込みを受付けました。6 年生まで当然申し込んでいただけるのですが、要支援者を除いて新たに 4 年生から 6 年生で申し込んでくれたのが 4 年生 5 人だけでした。計画通り進めましたが、このような結果になったことをご報告させていただきます。

事務局：半年前に、一人 1.65 平米を最低基準として条例化しましたので、4 年生から 6 年生がたくさん来ますと、学校に空き教室をつくってもらわないといけないということで、新 4 年生から新 6 年生の保護者全員にアンケートをとらせてもらいました。計画と負担金、土曜日も預かることなども書いて、アンケートしました結果、10 数名から 20 名位来られるという感触でした。来られない理由は、放課後児童会では同じ児童としか遊べない、1～3 年生の時に預かってもらっていないのに、4 年生で新しく行かすのはどうなのか、という意見とか、塾やスポーツ団体に加入していて居場所がありますという意見が多かったです。今後も整備していくところは同じ手法で意向調査をしないと、教室が足りない時に、急に学校に教室を空けてほしいと言ってもできませんので、整備が終わるまでは同じ手法で意向調査を繰り返して行かざるを得ないだろうと思っています。

会長：切実なニーズはありますが、それがマストではないというのがかなり難しい。

事務局：保護者は放課後児童会に預けたいと思っておられますが、本人が嫌々来て学級活動にそぐわないことをしますと、他の身体の小さいお子さんにも悪影響が出ますので、入会する児童自身の意向を確認してほしいとお願いしています。

会長：いかがでしょうか。ほかにご意見の方は。

委員：一時保育を必要な時に利用できるように整備してくださいというのは、第 1 保育所とかの一時保育ということですか。

事務局：藤井寺市内の一時保育、保育所と併設型になりますが、3ヶ所ございます。公立の第1保育所、民間のひかり保育園、惣社保育園でやっていますが、実態としては利用定員が5～10人で各施設やらせてもらっています。ただ、最近ニーズが多くありまして、利用したい日をいわれてもなかなか利用できないという実態もあります。

委員：第1保育所のわんぱく広場には、ずっと通っていたのですが、「一時保育に行きたい」というお母さんがすごく多くて、一時保育にすら入れないというのを聞いてみると、他の保育所はしないのですか。

事務局：物理的にできないということになります。専用の部屋が必ずひとつ必要になってきますので、今、公立・民間でも専用の部屋が取れる場所がなかなかございませんので、保育所に併設するのは難しいです。

委員：定員というのは、この定員に一時保育は入っているのですか。

事務局：入っていません。

会長：かなり切迫している状態であるということは間違いないですね。施設が難しく、地区に限られ、線路の向こう側ばかりですね。ここは、何か施策として展開はないですか。

事務局：一時預かりのニーズが高いということはニーズ調査でも把握させてもらっていますので、今後の参入とかで拠点事業を利用してとか、今後になりますが、それを確保していく方向性としては計画の中では打ち出させてもらっています。

会長：先ほどの話でいうと、小規模ですよ、結局は。

事務局：一時保育の受け皿を確保するというのは、まず待機児童がなくなっていくことでないと、本当の意味でのピンポイントでの、たまにと時々とか、本来の意味での一時保育として利用者ニーズを掴むには、少なくとも恒常的な保育ニーズが一定程度解消されていないとなかなか難しいと思います。

委員：待機児童の子が、今、一時保育を使っている状態ですね。

事務局：実態としてそういう形になってしまいます。

委員：小規模ですけど、他市、他府県では「保育ママ」という制度で、おうちの方で預かっておられるという動きが出ていますね。これはもうかなり前から出てきています。藤井寺市では保育ママとか保育士の免許を持っておられて眠っておられる人を発掘して一時保育に充てるだとか、そういう人員確保はされているのでしょうか。そういうことに動いていこうという気はないですか。

事務局：この計画が平成 27 年の 4 月からスタートしますが、量の確保策でも、平成 28 年度、特定地域型保育事業で 22 人確保するということでは揚げさせてもらっています。この中で事業の累計、小規模で A 型（オール保育士）でやるのか、C 型（ある一定の保育士数だけ）今の委員の発言のありました家庭的保育の保育ママなど、どういった事業に取り組むかは、年度が変わってからの検討になると思っております。人材確保につきましては、藤井寺市としては現在やっておりませんし、人材バンク的なものは周りの市でもやっているとは聞かないです。

委員：求人広告を見ていても、他市では保育士を結構募集しているというか、求人広告の折込チラシに入っていますが、藤井寺市は見たことがないなあと。先生が十分いらっしゃるから募集をしないのか、施設として新しい保育の場を拡大しないから先生が要らないのか、そのへんが見えないからわかりませんが、ただ、他市ではかなりの数の保育士を募集しているというのを打って出ているので、そういったところでは、この市はどういう動きを思っておられるのかなあというのも見えない。

事務局：全国的に保育士さんの不足があります。藤井寺市だけではなくて、近隣の市町村でもなかなか保育士が見つからないという声は聞いています。藤井寺市でも見つけるのは大変なのですが、ホームページやハローワークで登録だけお願いしております。周りの市では、有料にはなりますが、一般の新聞の折込に入れてでも求人をかけているようですが、それでもなかなか集まらない、有資格の保育士はなかなか見つからないという話を聞いています。

事務局：多分他市も事業拡大ではなくて保育所の保育士の必要な数が集まらないで公募しているのかなと。うちも広告料がないので、出していないですが、ハローワークには出しております。

会長：大学でも求人がたくさんあるのですが、もう居ないという状態です。

副会長：安いのでしょうか。

会長：それもありますよね。民間も制度が変わりましたから継続で入ってくるというところですけども。結局、長いこと勤めておられる人がいるところは民改費をどんともらえるけれど、若い人がいるところは民間給与の改善費が少ないんで、若い人にはそんなに反映しないのです。そのへんが悩ましいところです。

一応、それぞれのところでご意見をいただいたのですが、もうないでしょうか。

では、本日予定していました議事は終了となります。全体として何かありますでしょうか。

～数名の委員から「ない」という声～

委員：今パブリックコメントを拝見させていただいたのですが、いろんな意見の中で「これはいけそうだな」等と感じ取っていただいてこそ初めて動きになっていくのではないかと思います。せっかくたくさんのご意見をいただいていますので、前向きな形でいけそうだなと思うものは是非とも手をかけていただければと思います。

副会長：一時保育、今やっていますが、どうしても一対一になります。予約制でやっておりスタッフにも来てもらっていますが、キャンセルが多いです。ここがむずかしいです。市からの補助は全然ないです。もし継続的にやるのだったら市からの補助は必要だと思います。

会長：ありがとうございました。では、第7回につきましてはいろいろご意見を賜りまして、これでだいたい集約ができてきたと思います。私から少しお時間をいただきたいと思います。

これまで7回にわたりまして、この子ども・子育て会議を進めて参りましたが、様々な貴重なご意見をいただきました。また、議事運営にもご協力いただき、度々時間が延びたこともご容赦いただきありがとうございます。今までの審議を経て計画書を形にすることができました。改めて委員の皆さんには厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。なお、この子育て会議は新規のものが出てくる度に利用定員に関しての審議をしなければいけませんので、今後も続きます。皆さん方にはよろしく願います。

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局：みなさんのご協力により、これで計画書としてまとめ上げたものを印刷、製本させていただき皆様のお手元に郵送させていただきます。1点目は、今後新しく家庭的保育事業や幼稚園や保育所が新たな認可を受けて、もしくは現在新制度に移行されていない幼稚園が新制度に移行される場合等々、各事業者からの確認申請に基づき当該手続きをすることになりますが、その際に利用定員を設定するというのをこの子ども・子育て会議に諮るにあたり、子ども・子育て会議を招集させていただくこととなります。その他、事業計画が必要に応じて変更する場合にも、またお集まりいただくこととなりますのでよろしくお願い致します。

2点目として、任期の終期が平成27年の8月31日となっております。再任を妨げないという規定になっていますことから、これまでの経過をご存知の現委員の皆様に引き続きお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。なお、団体の代表として参画いただいている委員の皆さんは、委員の交替もあり得るかと思いますが、その場合には個別に相談させていただきたいと思っております。

最後になりましたが、事業計画の策定を中心に子ども・子育て会議においてお諮りさせていただきました。委員各位にはお忙しい中お集まりいただきましたこと、ご審議いただきましたこと、事務局から職員を代表しましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。また、引き続き来年度もよろしくお願い致します。

それでは、今年度最後の子ども・子育て会議となりますので、市長より皆様には是非ともご挨拶をさせていただきたいということですので、今しばらくお待ちください。

市長挨拶：お礼の挨拶をさせていただきます。平素より皆様方には児童福祉の面でいろいろお世話をかけ、また市の行政全般にわたってのご面倒、お力添えを賜っておりますことに対しまして、心から厚く御礼を申し上げます。また、平成25年9月の第1回の子ども・子育て会議にご挨拶申し上げてから1年半、皆様方の施策に対しての提言や様々な意見を申し添えて、我々としては非常に助かりました。誠にありがとうございます。それと、藤井寺市子ども・子育て支援事業計画につきましては、藤井寺市議会の民生文教常任委員会協議会にもご報告させていただきました。誠にありがとうございます。今後は当計画の、「子どもを生み育てやすく子どもがのびのび健やかに育つまち」を目指し、子育て支援のさらなる充実に向け、取り組んで参りたいと考えているところであります。来年度もみなさんのご意見を拝聴しなければならない部分が多々あるかと思

いますが、引き続きのご指導をよろしくお願いします。

終わりにりましたが、委員皆様方の今後益々のご発展と、個人的にはこれから皆さん方がよりよい生活を送っていただくためにより一層励んでいただき、それぞれの立場で子育てについての論議を深めていただけたらありがたいと思っております。

会 長：ありがとうございます。本会議で実情の把握、そして計画をどのようにしていくかと審議を進めて参りました。その中で、公立、民間を問わず、また幼稚園、保育園も問わず、全体を見通した上で、パブリックコメントのご意見もいただきましたので、そのあたりも尊重していただき、全市としての子ども・子育て新制度の一層の充実と推進をしていただくようお願い申し上げます。

閉会

それではこれをもちまして、第7回藤井寺市子ども・子育て会議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。